

# 「報道被害」概念の明確化に向けて

槇原 同

「あらあらな」「ぬつみ」か  
の出発

一九八一年八月、小学校六年生当  
時、私は、プールで水泳中に、同級生  
一名より、無理矢理に海水ズボンを下  
るやれ剥ぎ取られ、素っ裸にされた。

つは車内の男女共用トイレ（和式）に  
おじて、殿部をやむった状態で用便し  
ていたところ、突然ドアを開けられ、  
衆人環視のもとにおかれる形を余  
儀なくされた。砾のドアを開けてし  
まつたのは、七十歳前後の婦人であ  
った。

[ <http://jairo.nii.ac.jp/0016/00004811> ]。つか一方で、この出来  
事は、「隠喩的」ながら「大し  
だいりやせなう」と他の者たちに捉え

いすれも、私が過去に経験した出来  
事で、私に消えゆくのなう「心の傷」

う一つは、「マスメディアによる取材・報道の自由」である。私は、一度に同時並行で二つのことに取り組めることは定義できても、みずからのこととなると、うまく定義する能力に長けていようと、うまい難い（これは私に限つたことではないかもしないが）。

かくして私は、「みずからのこと」が絡まない後者の自明性、すなわち、「マスメディアによる取材・報道の自由」という自明性に強い問題関心を向け、この自明性の解体に積極的に取り組むことになった。上記の「ある人物」からの相談が、私が「報道被害」と呼ばれる現象に強い問題関心を抱く切欠となつたのである。

## 二、「盛り付け」と「大皿」

私は 大学院進学後は 本格的に  
ハーバード・ブルーマーのシンボリック  
ク相互作用論の研究に取り組み、現在  
にいたつてはるが、そのブルーマーが  
一九七一年に発表した論文に「集合行  
動としての社会問題」  
〔<http://ci.nii.ac.jp/naid/120001394128>〕があれ。この論文の冒頭で、  
ブルーマーは次の如く述べてゐる。  
社会問題とは根本的に集合的定義  
の過程の所産であり、そのした過程と  
は無関係に、社会のなかにある一定の  
形で配置された何らかの内的性質を  
伴つた一連の客観的事象として存在  
してゐるものではないのである〔邦  
訳、四一頁〕。

けでは決してない  
[ <http://ci.nii.ac.jp/naid/40019193469> ]。ただ、ある「客観的事象」に【悩まされていふ】人々がどれだけ存在していたとしても、そうした人々やそれ以外の人々が、その「事象」を【社会問題だ!】と定義しなければ、それは社会問題にはならない、と彼は主張しているのである。

我が国でも上記のプロセスをたどつた「客観的事象」は数多い。例えば「セクシャル・ハラスメント」、通称「セクハラ」はその典型である。【男性から女性に対して行われる、ある種の社会的行為】であり、【通例、女性にとって不快以上の精神的ダメージを被る可能性が高い】この「事象」は、「セクハラ」という「名づけ」(naming)がなされ、社会問題として

られる可能性が高いものではないか、とも私には思われた。とはいってもか言語という媒体に変換して、いつた他者たちに理解可能な（とみずからが確信しうる）形で「現実の世界」(world of reality out there)に固定化しなければ、しっかりと上記の「心の傷」と向き合つうことが出来ない。またそうした固定化（＝定義）がしつかりとできなければ、その「心の傷」を、他者たちにも積極的に主張することが出来ない。羞恥心を伴う出来事というものは、その出来事自体を描写するのは、それ以上に難しい。羞恥心を全面に押し出さなければ言語化出来ない事柄でありながら、極力、その羞恥心を覆い隠し脱色する（ないしは否定する）

言語の選択に迫られる。それ故に、描写された内容はどうしても「あいまいなものとなってしまう。このような「あいまいな」「苦しみ」を私はずっと抱えてきた。

このような「あいまいな」「苦しみ」を抱えていた私のもとに、ある人物から相談が舞い込んだ。

りながら、「血潮」を「選択」ないし  
は「絞り出して」いるように、私には  
見受けられた。みずからのことを見定義  
することに多大な困難を感じていた  
私であるが、「他人のこと」となると、  
意外にたやすく言語化し（定義し）、  
不特定の他者たちに理解可能な形（と  
自分には思われる形）で「現実の世界」  
に固定化することが出来た

〔 http://gyo.tc/lsei 〕。

構築される以前には、【問題】ではないものと定義され自明視され、【これを問題化する女性にこそ問題がある】との「常識」がまかり通っていた、と言つても過言ではあるまい。そもそもこの「事象」を問題化しようにも、問題化するための「言語」もなかつたのが……。

宮淑子は、その著『新版 セクシユアル・ハラスメント』（朝日文庫、一九九九年）の「まえがき」で、その当時（一九八〇年代以前）の事情を以下のように説明している。

古くして新しい問題。セクシャル・ハラスメント（セクハラ）はこう言われてきた。言葉自体は新しいものに見えるが、現象自体はずっと古くからあつた、と。（改行／中略）  
⋮私たちの身の周りにある現象

は、その現象を扱いとする言葉がなければ、その現象はないものにされてしまふから、現象を扱いとるためには、新しい言葉、概念の「盛り付け」が必要になつてくる。

セクシャル・ハラスメントという言葉は、まさにこの新しい「盛り付け」だつた。

「盛り付け」のためには、「盛り付け」の皿が必要だったが、時代という「皿」、人権意識、とりわけ女性の人権意識という「大皿」が用意されたことが何よりも大きかった。（改行／中略）

八〇年代は、被害女性の声を聞き取る作業に専念したが、被害を語る女性は、当事者であることを特定されることを何よりも恐れ、取材者を警戒していたし、たとえ会うことが叶つても、心の内はなかなか見せてくれなかつた。

宮の言う、上記の「産みの苦しみの時代」を乗り越え、一九九〇年代に入り、この「セクハラ」という「対象」（object）が社会的に成立した。またその成立以降まもなくして、「アカハラ」「パワハラ」「アルハラ」など、さまざまな（社会問題的な）「対象」が「ハラ」という上位カテゴリーの

ける」ということである。

では、ある社会において、ある客観的事象が、社会問題として定義され続けるには、どのような条件が必要となるであろうか。

#### \*マスマディアの協力（「大皿」

形成のための）⋯⋯ブルーマー自身も、簡単にではあるが、先の論文においてマスマディアの重要性を指摘している「邦訳、四七頁」。インターネットが社会の隅々にまで張り巡らされ、その利用者数が増大し続けている現代日本社会にあっても、マスコミ四媒体（テレビ、新聞、ラジオ、雑誌）、なかでもテレビと新聞の影響力（疑似ネット上で、ある客観的事象が問題として定義されようとも、テレビと新聞（以下、マスマディア）の後押しがな

括りのもとで、次々と形成されていった。「セクハラ」という言葉は、セクハラという社会問題を成立させたのみならず、それ以外の【埋もれた】「客観的事象」の「問題」化を促進する機能をも担つた。

どういう条件がクリアされれば、ある客観的事象は社会問題としての地位を得ることが出来るのか。より正確には、得「続ける」ことが出来るのであるが。先に引用したブルーマーの論文では、「社会問題の発生」、「社会問題の正当性」、「その問題に関する活動の動員」、「活動の公式計画の形成」、「公式計画の実行後に生じる計画の変更」の五つの段階（ハードル）をクリアすることがその条件だと述べられているが、この五つのそれぞれの段階において、一貫して重要なとなるのが、「社会問題として定義され続

ければ、その客観的事象が社会問題としての地位を得る（得続ける）ことは限りなく困難に近い。いくらインターネット上に、ある客観的事象を問題とする「ページ」がどれだけ増大しても、否、増大すれば増大するほど、各々の「ページ」のそれに「多くの人々」がアクセスする確率は反比例的に下がる可能性が生じてしまう。仮に「多くの人々」がアクセスしたとしても、その「多くの人々」の各々が「多元的無知」（pluralistic ignorance）の状態に陥つていれば、少なくともその「客観的事象」が当該社会において「問題」として「周知のもの」となることはまずない。つまり、社会問題として成立することも、社会問題として自明性を持つことも、まずない。

\*明確な定義を持つ言語（「盛り付け」のための）⋯⋯いくら、ある

客観的事象を社会問題として定義し、異議申し立てしようにも、それを表すにふさわしい「言語」が多くの場合に必要不可欠となる。この言語が、人口に膚浅しやすいシーフィアと、明確に定義されたシーフィアを併せ持つているならば、なお良い。その事象に言及する際の、その呼び名の使いやすさ（そこからイメージが想起される容易さ）と、概念規定の明確さが、双方ともに伴った言語は、ある事象を社会問題化する上で強力なツールとなる。

### II、「報道被害」の難しさ

私が「報道被害」とこの言葉を初めてマスメディアで用了したのは、二〇〇一年六月十九日に起きた、「沖縄米兵強姦事件」を伝える『南日本新聞』[http://373news.com/] の紙面においてであった。「マスメディアによ

る取材・報道の自由」という自明性の解体を試みようと考えていた私にとって、この「盛り付け」は格好のツールとなつた。当初、マスメディアは、この「報道被害」の「加害者」（「報道加害者」）を、「一部のマスメディア」と表現し、あたかもみずから（テレビ、新聞）は部外者であるかのじく報道し続けたが、二〇〇一年に「（旧）人権擁護法案」が国会に提出されるや否や、マスメディアはみずから「利権」を守るためにも、積極的にみずからも加害者であったことを認める報道を行うことを余儀なくされた。そのため、マスメディアは、「報道被害」という言葉を、頻繁に、放送や紙面において使わざるを得なかつた。「メディア・スクラム」という社会問題的な「対象」が形成されたのもこの頃である。皮肉にも、「加害者」であるマスメディアによ

アによって、「報道被害」という「盛り付け」と「大皿」が同時に提供された形になつた。

とはいって、右記の「（旧）人権擁護法案」が二〇〇三年一〇月に廃案となるや、少なくともマスメディアからは、急速に「報道被害」という言葉が消えていくこととなつた。マスメディアによつて提供された「報道被害」（そして「マスメディア・スクラム」という言葉は、少なくともその「大皿」を失うことになった（ただし、二〇〇四年二月から二〇〇五年一一月にかけての「犯罪被害者等基本計画」の成立過程で、再び、「報道被害」が「盛り付け」「大皿」を伴つて登場することになる）。

「大皿」は失つたものの、「報道被害」という「盛り付け」は、その後も、そもそもマスメディア以外の「メデ

道被害」については、「テレビ、新聞、雑誌などの報道によつて伝えられた人々がその名誉を毀損されたり、プライバシーを侵害される人権侵害のことや、生活破壊、近隣や友人からの孤立をもたらすもの」（梓澤和幸、『報道被害』岩波新書、二〇〇七年、一二〇頁）という類の、きわめておおざつぱな定義しかないので現状である。

宮淑子は、先に触れた文献のなかで、みずからの使命を「社会に埋もれている現象を掬いとつて社会に投げ与える」とだと述べている〔前掲書、四〇頁〕。

\*メディア別「人権侵害」対応機関（業界横断的なもの）

テレビ、ラジオ・・・「BPO」（放送倫理・番組向上機構）  
[http://www.bpo.gr.jp/]  
雑誌・・・「雑誌人権ボックス」  
[http://www.j-magazine.or.jp/opinion\_001.html]

現在、報道被害に関する文献や論文は数多く存在するが  
[http://gyo.tc/luUUr]、「報道被害」の「定義」を、詳細かつ明確に行ひ得ている文献には、少なくとも私はまだ出会っていない。次号以降では、「報

者がどう捉えている）人物が、どういふことを行つたら、その行いが「セクハラ」に該当するのか、かなり詳細な概念規定が存在している  
[http://gyo.tc/tid]。対して、「報

- 謹因) [http://lamvic.j-all.com/] 京都ドームホールを舞台にした[本  
代表] 『[中] 北京・報道と人権を考える会  
構) [http://gohoo.org/] 桥澤和春出  
[http://ci.nii.ac.jp/ncid/BA5671  
7342] 大団みなみ出  
\*報道被害といふべきものについて  
[http://www.jca.apc.org/~jimpor  
en/index.html] [http://www.geocities.jp/citizen  
andmedia/] 人権と報道連絡会  
[http://www2.tky.3web.ne.j  
p/~norin/] 人権と報道・闇面の会  
[http://www.jmplan.net/usr/jinken/in  
dex.htm] 人権と報道 研究会(仮)  
[http://ci.nii.ac.jp/naid/400043  
95067] \*代表的な研究者、活動家、関  
係者 河野義之出  
[http://www2k.biglobe.ne.j  
p/~ndskohn/] リバーブル人権を考へる東海  
大学 浅野建一出  
[http://ci.nii.ac.jp/naid/400043  
95068] [http://www1.doshisha.ac.j  
p/~kasano/]